

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案

令和4年（2022年）2月15日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例（昭和21年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表36の項中「110,000円」を「98,000円」に、「17,000円に変更に係る貯蔵施設」を「15,000円に変更に係る貯蔵施設」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表36の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定等の事務に係る手数料を適正な額に改定するため、本案を提出する。